

令和6年度 市民後見人養成講座 開催要綱

1. 趣 旨

市民後見人とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由でひとりで決めることが心配な方々の生活を支えていくため、地域で暮らす市民が「市民後見人」となり本人に代わって財産管理や身上保護の支援を行うものです。

本講座は、各自治体の住民が市民後見人として成年後見業務に必要な知識を習得し、活動するための講座を各自治体や市町村社会福祉協議会等から依頼を受けて実施します。

2. 主 催 社会福祉法人北海道社会福祉協議会（成年後見制度推進バックアップセンター）

3. 開催形式 オンライン（WEB 会議システム Zoom ミーティングによるライブ配信）

4. 開催日時 令和6年9月4日（水）～令和6年10月23日（水）

※毎週水曜日、計7回、10月23日（水）は予備日

5. 募集要件 原則として、養成講座のすべての課程を受講できる方

※その他の募集要件につきましては、各自治体でご確認ください。

【参 考】

- ・弁護士、司法書士、社会福祉士の資格を有していない方
- ・後見、保佐および補助開始の審判により被後見人等でない方
- ・民法第847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方【①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人、③破産者、④被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系尊属、⑤行方のしれない者】

※市町村行政と市町村社協は、お申込みが重複しないよう、ご注意ください。

6. 定 員 100名 ※先着順

7. 参加費 1名につき 40,000円

※本講座受講の方は「令和6年度市民後見人受任時研修」もセットでの受講となります。受任時研修の開催要綱もあわせて、ご確認をお願いいたします。

8. 申込期限 令和6年7月31日（水） ※期限内の申込が難しい場合は、ご相談ください。

9. 申込方法

下記 URL の申込フォーム（Google フォーム）よりお申込みください。

<https://forms.gle/jw1GwNimaJGfoNAs9>

※Google フォームを利用できない場合、メールに申込書（Word）を添付し、お申込みください。

10. 内容

- ・別紙「カリキュラム」をご参照ください。
- ・後日、テキスト等の発送を行います。

11. 参加費の支払い等について

別紙「申込に係る留意事項」をご参照ください。

12. お申込みの市町村行政（市町村社協）にご協力いただくこと

- ・受講場所となる会場や機材のご準備をお願いします。
- ・WEB 会議システム Zoom ミーティングを使用し、遠隔による受講となりますので、視聴できる環境（機材や安定したネット環境など）のご準備をお願いします。
- ・受講者のとりまとめ、講義資料の配布、講義ごとの出席確認をお願いします。
- ・開催日ごとに受講者のレポート等を回収いただき、次の開催日までに FAX（またはメール）で道社協まで送信をお願いします。
- ・欠席された方がいた場合、講義を動画配信する予定です。欠席者に自宅等で講義動画を視聴いただき、レポートを作成いただいた後、回収と道社協への送信をお願いします。
- ・第3日目：9月18日（水）の講義「地域福祉と社会資源」では、45分間参加者全員が同一の講義（道社協で依頼した講師）を受講した後、最後の15分間でそれぞれの会場ごと、地元市町村行政もしくは市町村社協より、各地域の社会資源等についてご説明をお願いします。
- ・適宜、連絡事項等を参加者にお伝えいただきますようお願いいたします。

13. 禁止事項・免責事項

○禁止事項

- ・本研修・会議の録画、録音、撮影及び資料の二次利用、SNS 等への投稿は固くお断りします。
- ・本研修・会議内容の盗用が発覚次第、著作権・肖像権侵害等として対処させていただきます。

○免責事項

- ・インターネット回線の状況や受講者のパソコン環境等により、映像や音声途切れる、または停止する等、正常に視聴できない場合があります。受講者の視聴機器、通信環境、ソフトウェア、その他利用に関わる一切について、本会は責任を負いません。

14. 個人情報の取り扱いについて

- ・申し込みにあたり集約した氏名等の個人情報は、講座の運営管理のみに使用します。
- ・修了証書は、北海道社会福祉協議会会長と地元市町村長（または社協会長名）との連名で発行します。

【お問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7内（担当：中野・安藤）

TEL：011-241-3978（担当課直通） FAX：011-251-6156

E-mail：backup_center@dosyakyo.or.jp

市町村又は市町村から委託を受けた団体が行う市民後見人養成講座は、北海道による「権利擁護人材育成事業」の補助対象となり、本講座もその対象です。

法人後見支援員の養成研修としてもぜひご活用ください！

